

6. 法学研究科

I	法学研究科の教育目的と特徴	・ ・ ・ ・ ・	6 - 2
II	「教育の水準」の分析・判定	・ ・ ・ ・ ・	6 - 4
	分析項目 I 教育活動の状況	・ ・ ・ ・ ・	6 - 4
	分析項目 II 教育成果の状況	・ ・ ・ ・ ・	6 - 5
III	「質の向上度」の分析	・ ・ ・ ・ ・	6 - 8

I 法学研究科の教育目的と特徴

1 研究科の教育目的

本研究科法学・国際関係専攻は、法学・国際関係学の分野での新しい「知」の創造、及びそれによる日本社会・国際社会への知的貢献を目指し、そのために必要な先端的・学際的な研究を行い得る研究者を養成する一方、これらについての高度な知識・能力を備えた専門的な職業人、とりわけ、ビジネス法務に精通し、国際感覚・人権感覚に富んだ人材や国内外の紛争の予防・解決を行い得る人材の養成を図ることを目的とする。

2 研究科設立の趣旨

本研究科は、商学、経済学、社会学の3研究科と同時に、昭和28年に発足した。大学院は、「一般的並びに専門的教養を基礎として、社会科学の専攻分野を究め、高い学識と研究能力を養うことによって広く文化の向上発展に寄与すること又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより社会に貢献することを目的及び使命とする」（一橋大学学則第33条）を目的として設置され、本研究科は、法学・国際関係の専門的研究教育を通して、このような目的の達成に資するために開設された。

3 これまでの経緯

法科大学院と国際・公共政策大学院の開設に伴い、平成16年度より本研究科は次のように再編された。まず、「経済関係法」・「公共関係法」・「国際関係」の3専攻制を「法学・国際関係」の1専攻に改めた。それとともに、修士課程の専修コースと研究者養成コースのコース制を廃止した。国際関係専攻の専修コースが果たした機能は国際・公共政策大学院へ引き継がれた。また、修士課程における法学専攻については、学生定員を削減し、外国人留学生及び社会人を除いて新規の募集を休止したが、平成26年度入学者選抜よりすべての分野で募集を再開した。

博士後期課程は「研究者養成コース」と「応用研究コース」からなるが、多様な経歴を持った者を広く受け入れるため、従来の社会人特別選抜に加え、法科大学院修了者の中の司法試験合格者を対象とする特別入試（平成18年度に秋季入試、平成20年度より春季入試を実施）、法科大学院修了者で法学分野研究者を志望する者を対象とした特別選抜を平成21年度入学者選抜より導入した。

また、修士課程においては平成27年度入学者選抜より司法試験合格者特別選抜を導入した。

修士課程の学生は指導教員の演習・研究指導を2年（博士後期課程は3年）にわたり履修するほか、各分野に設置された多様な講義科目を履修できる。

4 競争的資金の継続的な獲得に基づく充実した教育体制

「アジア研究教育拠点事業：東アジアにおける法の継受と創造」（平成19年度～23年度）

平成22年度、平成23年度のセミナーでは本研究科所属の中・韓国出身の留学生が重要な役割を果たした。

「次世代の法学研究者・法学教員養成プロジェクトー研究者教員育成サイクルの構築ー」

文部科学省の予算措置及び本学本部・大学基金の援助により博士後期課程の学生への研究支援を平成27年度から開始した。具体的にはGlobal Future Leading Jurists（特別RA）を3人雇用し、研究活動経費支援として19人の学生に25万円を支給した。ほかにも1人を海外機関へ派遣した。語学力の強化のため独語・仏語・中国語の初級授業を本研究科のみならず大学院生すべてを対象として実施した。

5 学位論文の作成に向けた指導体制及び集团的・多角的指導体制

修士論文及び博士論文の作成に向けた指導体制については、1年次よりの研究指導、報告のスケジュールが研究科申合せとして決定されており、それは大学院生に対しても周

知徹底されている【別添資料6-1-A】。基本的に論文の作成指導にあたる各教員の責任において研究指導が行われるが、部門ごとに複数の教員が論文指導を行い、大学院の講義（共同研究）あるいは演習の共同化により、集团的・多角的に学位論文の作成に関する指導がされる体制を確保している。

またウェブサイトでも論文作成までのロードマップを公開し、周知徹底した。

【別添資料6-1-A】 論文の作成と論文指導について（平成27年度大学院学生便覧87-88ページ）

[想定する関係者とその期待]

本研究科の想定する主たる関係者は、本研究科に在籍する学生、本研究科への入学を目指す学生並びに本研究科修了生を受け入れる実業界・官界・法曹界等である。本研究科は、これまでも優秀な研究者を輩出してきたほか、応用研究コースの教育を通じて、法律学・国際関係学の専門的知識と高い思考能力を持つ職業人を企業、官庁、研究機関、国際関係等に送り込んできた。また、外国からの留学生を積極的に受け入れ、卒業生は、外国の研究教育機関や官庁・地方公共団体等において活躍している。今後とも、研究者、高度な専門知識を備えた高度職業人の養成に対する学界・高等教育機関、法曹界、企業、官庁、研究機関、諸外国の研究機関、官庁等の期待は高いと考えられる。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

本研究科には法学・国際関係専攻と法務専攻（法科大学院）を設置している。

法学・国際関係専攻には、修士課程と博士後期課程がおかれ、博士後期課程においては研究者養成コースと応用研究コースとに分かれている。当該専攻は法律学と国際関係論を融合した一つの専攻とすることにより、両者の有機的な連携を図ることのできる体制になっている。さらに、博士後期課程には研究者養成コースのほかに応用研究コースがある。応用研究コースは、必ずしも研究者を目指すわけではないが社会経験のある者が経験を理論化してさらに実務に活かすための「再教育」の場として社会のニーズに応えるものとなっている。

また、本研究科の組織は、基礎法、公法、国際法、民事法、企業経済法、刑事法、法言語論及びグローバルネットワーク論の8部門で構成されており、専任教員は57人である（平成27年5月1日現在。兼任教員を除く）。このうち、女性教員は11人（比率19%）、外国人ないし外国での教育経験を持つ教員は19人である。

専任教員は法科大学院及び国際・公共政策大学院も担当しているため、本研究科にはそれらの大学院との共修科目を多数設置している。それにより、本研究科学生は、研究者養成的な側面だけでなく、実務者養成的な講義を受講することもできる。

国際・公共政策大学院との共修科目を中心に英語による講義科目も多数設けられている。また、英語による学位論文の執筆も一定の手続きを経たうえで認めており、国際法分野を中心に、英語論文に対して学位を授与している。

平成26年度から国際企業戦略研究科法務専攻との連携を開始し、英語により行われる講義を共修科目として8科目開講した。

さらに、内部質保証システムを機能させるため、以下の体制をとっている。

本学全体として、大学院教育専門委員会が教育内容・方法などについて議論・検討しており、授業改善の方策の一環として、授業を受講した学生に講義について質問する授業評価アンケート制度などを実施している。

また、研究科独自の取組として、平成26年度に法学研究科大学院生アンケートを実施し、カリキュラム内容や各種サポートについて実態調査を行った。集計結果は教授会で報告し、教員内で共有している。さらに定例の教授会において、随時、教育方法等に関する意見交換を行っている。

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

組織編制や、他大学院・研究科との連携、英語による教育の拡充、授業アンケートによる授業改善など、教育内容・教育方法の改善に向けた様々な取組を行っている。

これらのことから、期待される水準を上回っていると判断する。

観点 教育内容・方法

(観点に係る状況)

学位授与方針に基づいてカリキュラム・ポリシーを定めており、それに即して教育課程を編成している。博士後期課程は、「研究者養成コース」と「応用研究コース」からなるが、それぞれの特質に適合するよう、入試科目についても、外国語試験について差異を設けている。

また、教育課程の実効性を高めるため、以下のとおり教育方法や学修支援の工夫を行っている。

国際通用性のある教育課程の編成・実施上の工夫として、国際的に活動の場を得たいと考えている学生のために、外部資金を獲得した複数のプログラムを利用して海外調査旅費を審査の上で支給したり、英語による研究発表機会の機会を与えたりしている。また、国際的な研究環境で研鑽を積むために、年に数件程度、各国研究者の招へいや学生の派遣等を行っており、平成27年度には「グローバル時代の一橋法学」と題する、本研究科を修了した外国人研究者を招いて国際シンポジウムを開催し、外国人研究者と教員・学生・卒業生を交えて対話を行った。さらに副専攻としてEU共同研究プログラム【資料6-2-1】や英語による授業科目も設けており、グローバル人材の育成に努めている。

養成しようとする人材像に応じた効果的な教育方法の工夫として、学生による授業評価や外部評価に基づき、教育内容の向上に日常的に努めている。

また、学位論文の作成に向けた指導体制及び集团的・多角的指導体制を整備しており、自分の研究テーマに即した問題を掘り下げることのできる演習や研究指導、さらには研究会形式の授業科目や通常の講義科目も、ゼミ指導教員を中心に、学位論文作成に向けたスケジュールに従い、個別の大学院生ごとにきめ細かな学習指導を行っている【別添資料6-1-A（再掲）】。

また、複数の研究資金を活用し、大学院生に自発的研究調査の機会を与える取組を積極的に推進している。

【資料6-2-1】 EU共同研究プログラム

平成25年度から開始され、すべての研究科の修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程に在籍する学生に開かれたプログラムで、プログラムを修了した者には修了証が授与される。本プログラムでは、各自が専門分野の研究を進めると同時に、社会科学的な分析スキルの向上に努め、分野横断的にヨーロッパ研究の視野を広げ、またそれらを英語で発信するスキルを修得することを目標としている。

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

学位授与方針に基づいた、カリキュラム・ポリシーによる教育課程編成上の工夫をはじめ、教育課程の実効性を高める方策として、国際通用性のある教育課程の編成・実施上の様々な工夫を行っている。

これらのことから、期待される水準を上回っていると判断する。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点に係る状況)

まず、修士課程の学生の修了状況について、平成25年度においては、2年間での修了率は約83.3%であり、3年以内の修了率と合わせると100%である。

また、博士後期課程の学生の修了状況は、平成25年度においては、3年間での修了率は25%、4.5年以内の修了率は約71.4%であり、他の研究科に比して非常に高い【資料6-2-2】。

学業の成果を把握するための取組として、博士課程・修士課程在籍者に対して授業評価アンケートを実施している。平成26年度に実施したアンケートによると、少人数での丁寧なゼミを有意義に感じている、他のゼミ生との積極的な報告により自分の研究範囲以外の知識が得られる等の回答が多く、観点1-2に記載したような教育方法を十分に活用している在籍者が多いと判断できる【別添資料6-2-A】。

なお、学生が身に付けた学力や資質・能力の現状について、修了状況やアンケート結果等により、本研究科のほとんどの大学院学生が、法律学・国際関係学の分野での新しい「知」の創造、及びそれによる日本社会・国際社会への知的貢献をなしうるような先端的・学際的

研究を行う能力、並びに高度な知識・能力を備えた専門人として高度応用的な研究を遂行できる能力を習得していると考えている。その成果は、法学研究科ウェブサイトで公開している「博士課程所属学生の紹介」というページで公開している。このウェブページでは、ウェブサイト公開に同意した16人の博士課程学生の実績が公開されており、それによると学会報告数は22件、論文発表数は34件、受賞歴は3件と公表されている。【別添資料6-2-B】

【資料6-2-2】 修了者数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
修士課程	6	17	16	13	10
博士後期課程	11	7	8	5	6

【別添資料6-2-A】 授業評価アンケート結果（平成26年度）

【別添資料6-2-B】 博士課程所属学生の紹介 抜粋

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

学生の修了状況やアンケート結果の分析等により、学業の成果が上がっており、期待される水準を上回っていると判断する。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

本研究科では、修了生の進路調査を継続的に行っており、在学中の学業の成果を把握するために役立っている。

平成26年度の本研究科修士課程の修了者は13人である。そのうち、5人が進学、4人が就職、3人が現職復帰となっている。就職先の内訳は、鉄鋼業、証券、情報・通信等となっている【別添資料6-2-C】。進学者の内訳は、本学博士後期課程への進学者が4人、他大学法科大学院への進学者が1人となっている。就職した外国人留学生2人は、いずれも日本国内企業に就職をしている。

また、平成26年度の博士学位取得者は5人である。進路先の内訳は、1人が本研究科特任准教授、3人が本学ジュニアフェロー、1人が他大学嘱託研究員となっている。過去の博士学位取得者の研究者ポストへの就職は順調で、日本国内の大学教員に就職した外国人留学生も増加している。

本研究科では、「若手研究者一覧」の作成や「一橋法学」創刊による論文発表の場の提供などの取組を行っており、これらが修了生の良好な就職状況に貢献しているものとする。

第2期中期目標期間の学位取得状況としては、修士課程の2年以内及び3年以内の修了率は、92%である。博士後期課程については、3年以内及び4.5年以内の修了率が40%であり、第1期より向上している。

なお、博士学位取得後間もない者はジュニアフェローとして採用し、法学部の導入科目を担当させることにより、学部生の導入科目の充実にも貢献している。

【別添資料6-2-C】 業種別就職者数・進学者数（『一橋大学概要2015』49ページ）

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

本研究科では、「若手研究者一覧」の作成や『一橋法学』創刊による論文発表の場の提供などの取組を行っており、修了生の就職・進学の状況は優良なものとなっている。これらの修了後の状況は、修了者が雇用者から高い評価を得ていることを示しており、本研究科での

教育が効果的であり、在学中の学業の成果が上がっていると考えられることができる。
これらのことから、期待される水準を上回っていると判断する。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

事例1 次世代の法学研究者・法学教員養成プロジェクトー研究者教員育成サイクルの構築ー

文部科学省の予算措置及び本学本部・大学基金の援助により博士後期課程の学生への研究支援を平成27年度から開始した。具体的にはGlobal Future Leading Jurists（特別RA）を3人雇用し、研究活動経費支援として19人の学生に25万円を支給した。ほかにも1人を海外機関へ派遣した。語学力の強化のため独語・仏語・中国語の初級授業を本研究科のみならず大学院生すべてを対象として実施した。

事例2 実務者養成教育

専任教員は法科大学院及び国際・公共政策大学院も担当しているため、本研究科にはそれらの大学院との共修科目を多数設置している。それにより、本研究科学生は、研究者養成的な側面だけでなく、実務者養成的な講義を受講することもできる。

事例3 英語による科目の拡充など

国際・公共政策大学院との共修科目を中心に英語による講義科目も多数設けられている。また、英語による学位論文の執筆も一定の手続きを経たうえで認めており、国際法分野を中心に、英語論文に対して学位を授与している。

平成26年度から国際企業戦略研究科法務専攻との連携を開始し、英語により行われる講義を共修科目として8科目開講した。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

事業1 アンケート結果

博士課程・修士課程在籍者に対して平成26年度に実施したアンケートによると、少人数での丁寧なゼミを有意義に感じている、他のゼミ生との積極的な報告により自分の研究範囲以外の知識が得られる等の回答が多く、観点1-2のような教育方法を十分に活用している在籍者が多い。

事例2 就職率・学位取得率

就職・進学率は、第1期中期目標期間終了時点が91.7%であるのに対し、評価時点が94.4%となっており、増加傾向にある。

具体的取組としては、「若手研究者一覧」の作成や『一橋法学』創刊による論文発表の場の提供などがあげられ、これらが修了生の良好な就職状況に貢献しているものと考えられる。また、学位取得状況としては、修士課程の学位取得率及び2年以内の修了率は92%であり、第1期中期目標期間と同数であるため、高い水準を維持している。また博士課程については、3年以内及び4.5年以内の修了率がいずれも向上している。さらに、博士学位取得後間もない者はジュニアフェローとして採用し、法学部の導入科目を担当させ、学部生の導入科目の充実に努めている。